

5 居宅介護支援サービスの利用方法

(1) 居宅介護支援サービス利用開始

- ◇ まずは、来所いただかずか、お電話等でお申し込み下さい。職員がお伺いいたします。ご契約を締結したのち、サービスのご提供を開始させていただきます。

(2) 居宅介護支援サービスの終了

- ◇ ご利用者の都合でサービスを終了する場合
※文書等でお申し出頂ければいつでも解約ができます。
- ◇ 当事業所の都合でサービスを終了する場合
※やむを得ない事情により、サービスのご提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書などで通知するとともに、当該地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介させていただきます。
- ◇ 自動終了
次の場合は、双方の通知がなくとも自動的にサービスを終了させていただきます。
 - 1) ご本人が介護保険施設若しくは病院へ入所・入院した場合。ただし、別段申出が無い場合は、退所・退院後も契約を引き継続するものとする。
 - 2) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - 3) ご利用者の方がお亡くなりになられた場合
- ◇ ご利用者の方が入院された際は入院先医療機関の医療従事者へ担当しているケアマネジャーの氏名や事業所名をお伝えください。
- ◇ その他
ご利用の方やご家族の方などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対し、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6 当事業所の介護支援専門員の特徴等

(1) 運営の方針

- ◇ ご利用の方が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、秘密保持および諸法令等を遵守し、倫理的見地に基づいた援助をさせて頂きます。
- ◇ ご利用者の心身の容態、置かれている環境に応じて、ご利用者の選択に基づき適切な保健、医療、福祉サービスが、多様な事業者から総合的にまた、効率的にご提供されるよう、配慮した援助をさせて頂きます。
- ◇ ご利用者の立場に立って、ご利用者の意志および人格を尊重し、提供されます居宅サービス等が、特定の種類または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、中立公正を堅持しつつ援助させていただきます。
- ◇ ご利用者への適切な援助を行うために、関係市町村、在宅介護支援センター他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携強化に努めます。
- ◇ 介護支援専門員のサービスの質の向上のために、自己啓発の促進を図るとともに事業所としての計画的な教育研修の徹底を図ります。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ◇ 居宅サービス計画の手法
 - ・利用者の活動、精神、食事、排泄、医療、入浴、家事、介護環境等の判定に基づき、タイプ別に区分し、その区分に応じた介護のポイントや週間計画等をお示しする手法です。コンピューターを使用し、利用者の方の要望や希望を取り入れながら完成させていく手法です。
 - ・公正中立なケアマネジメントの確保としてケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介させていただきます。また、ケアプランに位置付けた理由を説明いたします。